

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）同施行令（昭和22年政令第16号）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）等関係法令及び北空知広域水道企業団契約規程（昭和53年規程第9号）第7条の規定する入札公告に基づき、企業団が発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1.入札に付する事項

- (1)入札番号 第1号
- (2)業務名称 平成30年度局舎清掃等業務
- (3)業務期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- (4)業務内容 局舎清掃業務、構内維持管理業務、ボイラー整備業務、重油タンク清掃業務及び、し尿浄化槽管理業務
- (5)予定価格 公表しません

2.入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2)北空知広域水道企業団競争入札参加資格において、「その他(清掃業務)」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者並びに深川市、沼田町、秩父別町、北竜町又は妹背牛町内に本社又は支店(営業所)の登録をしている者であること。
- (3)北空知広域水道企業団から指名停止を現に受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3.入札の参加申請

- (1)申請書等 本入札を希望される方は、所定の一般競争入札参加資格審査申請書を次の期間に提出して下さい。なお、企業団に平成29・30年度指名競争入札参加資格審査申請書を提出済の場合は下記(5)に定める書類を添付し、未提出の場合は企業団の指名競争入札参加資格審査申請書を併せて提出してください。
- (2)提出期間 平成30年3月12日(月)から平成30年3月19日(月)まで
- (3)提出場所 提出先 北空知広域水道企業団 事務局 総務係
所在地 〒078-2222 北海道雨竜郡沼田町字沼田1248番地の1
電話番号 0164-35-1878
- (4)提出方法 持参又は郵送による。ファクシミリによるものは受け付けません。
- (5)提出書類 一般競争入札参加資格審査申請書
- (6)その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とします。
 - イ 提出された資料は、返却しません。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しません。

4.入札参加資格の審査

- (1)この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)に対しては、平成30年3月22日(木)まで

にその理由を付して電話で連絡します。それまでに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとします。

(2)非資格者に対する理由の説明

非資格者は、平成30年3月23日(金)までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができます。

なお、書面は北空知広域水道企業団事務局総務係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けません。理由の説明は、平成30年3月26日(月)までに書面により回答します。

(3)入札参加資格の取消し入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消します。

5. 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1)入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写するため貸出しを申し込むことができます。なお、貸出を希望する場合は、事前に貸出申込先へ申し出ること。

ア 閲覧期間 平成30年3月12日(月)から平成30年3月19日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 雨竜郡沼田町字沼田1248番地の1 北空知広域水道企業団事務局

ウ 閲覧申込先 北空知広域水道企業団事務局総務係

(2)設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。

ア 受付期間 平成30年3月12日(月)から平成30年3月22日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 北空知広域水道企業団事務局総務係

(3)質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成30年3月12日(月)から平成30年3月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北空知広域水道企業団事務局

6. 入札執行の場所及び日時

(1)場 所 雨竜郡沼田町字沼田1248番地の1
北空知広域水道企業団事務局3階会議室

(2)日 時 平成30年3月27日(火) 午前10時00分

7. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8. 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めません。

9. 業務費内訳書の提出

(1)入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を入札書に同封すること。ただし、再入札の場合は省略することができることとし、落札者となった者は、落札決定後速やかにこれを提出するものとします。

(2)業務費内訳書の様式は自由ですが、記載内容は最低限、各工種に対応するものの金額を明らかにすること。

(3)業務費内訳書が未提出であり、又提出された業務費内訳書が未記入である等不備がある場合は、入札を無効とします。

10.消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。

11.入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金 免除します。
- (2)契約保証金 免除します。

12.支払条件

(1)委託料金 契約金額を月割計算し、受託者の請求により毎月末日にこれを支払います。ただし、支払日が休日等にあたる時は、これを繰上げるものとします。

13.契約書作成の要否等 必要とします。

14.契約条項を示す場所 北空知広域水道企業団事務局

15.その他

(1)開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、北空知広域水道企業団の契約規程(昭和53年規程第9号)第20条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

(2)再入札の執行日時及び場所 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をします。再度入札の回数は2回までとします。

(3)談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び業務費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。

イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

(4)この公告に定めるもののほか、入札心得、北空知広域水道企業団の契約規程その他関係法令等を遵守すること。

(5)公告の写し等の交付

この公告の写し・入札心得・提出書類の様式等は、インターネットHP上に掲載すると共に次のとおり交付します。

ア 交付期間 平成30年3月12日(月)から平成30年3月19日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 インターネットHP上 <http://www.kitasorasui.or.jp/>
又は北空知広域水道企業団事務局総務係

ウ 交付方法 インターネットHP上からのダウンロード
又はその場所で直接交付します

エ 費用 無料とします。

その他入札に関し不明な点は、北空知広域水道企業団事務局総務係(電話0164-35-1878)に照会してください。

北空知広域水道企業団競争入札心得

- 1．入札は総金額をもって記入してください。落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（税抜の金額）を入札書に記載してください。
- 2．代理人（復代理人）が入札に参加するときは、代表者（代理人）の委任状を提出してください。
- 3．定刻までに入札会場に参集されないときは、希望がないこととして入札に参加させません。
- 4．次の各号に該当する入札は無効とします。
 - (1) 代理人（復代理人）が委任状を提出しないで入札したとき。
 - (2) 入札書に押印がないとき。
 - (3) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合した者。
- 5．一旦提出した入札書の引換え変更、又は取消しは認めません。
- 6．入札保証金は免除します。
- 7．開札の結果、予定価格内に達しない場合は再入札を行います。
- 8．落札者の決定は最低入札額とします。同札があった場合は抽選により決定します。
- 9．落札は即日口頭をもって落札者に通知します。
- 10．落札者は落札の通知を受けた日から10日以内に契約を締結するものとします。
- 11．落札者が次の各号に該当するときは落札を取消します。
 - (1) 契約の締結を辞したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。
 - (2) 入札に際し不正があったと認められるとき。
- 12．前各号のほか、全て係員の指示によるものとします。

契 約 書

北空知広域水道企業団 企業長 深川市長 山下貴史(以下「委託者」という。)と、
(以下「受託者」という。)は、北空知広域水道企業団事務局の局舎清掃等業務(以下「委託業務」という。)について、次により契約を締結する。

(履行義務)

第1条 委託者は委託業務を受託者に委託し、受託者は誠実にこれを履行するものとする。

(業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は次のとおりとし、その内容及び仕様については、委託者が別に定める業務委託要領によるものとする。

- (1) 局舎清掃業務
- (2) 構内維持管理業務
- (3) ボイラー整備業務
- (4) 重油タンク清掃業務
- (5) し尿浄化槽管理業務

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(委託料金)

第4条 委託料金は、金 , , 円 (うち消費税等相当額 , 円)とする。

2 この契約締結後において労働賃金、物価等の変動があっても委託料金の改定は行わない。

(委託料金の支払い)

第5条 委託料金は契約金額を月割計算し、受託者の請求により毎月末日にこれを支払う。ただし、支払日が休日等にあたる時は、これを繰上げるものとする。

(受託者の責務)

第6条 受託者は委託業務を実施するときは、総括責任者を定め、業務上の連絡調整にあたりるとともに、委託者の監督指示に従うものとする。

2 受託者又は委託業務に従事する受託者の職員(以下「従事者」という。)は、業務の実施にあたって、常に細心の注意を払い、異常の早期発見並びに事故防止等に努めるとともに、火災等緊急事故が発生した場合は、すみやかに委託者に通報し、その指示に従うものとする。

3 受託者は従事者に関し、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守する責務を有する。

(従業員の規則)

第7条 受託者は従事者の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、一切の責任を負い、委託者が不相当と認めた職員を委託者の施設で使用しないものとする。

2 受託者は従事者に対し、常に一定の制服及び記名章を着用させ、身分証明書を携行させるものとする。

(責任の負担)

第8条 受託者は業務の実施において、受託者又は従事者の責に帰すべき次の各号の一つ

に該当する行為があった場合は、一切の責任を負い、損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならないものとする。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 委託者の施設及び機器等の損傷
- (2) 第三者に対する損害
- (3) 従事者に関する労働法規上の責任
- (4) 従事者の事故発生に伴う責任

(業務に関する届出)

第9条 受託者は委託業務を開始するときは、次の各号の書類を委託者に提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。また、開始後の変更も同じとする。

- (1) 総括責任者を明記した従事者名簿
- (2) 従事者の履歴書
- (3) 必要とする関係機関への届出書の写し
- (4) 委託業務実施計画表

(契約の解除)

第10条 委託者は、受託者が次の各号の一つに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約条項に違反したとき。
- (2) 施業が不相当と認められたとき。
- (3) 委託者の指示に従わないとき。
- (4) 関係法令に違反したとき。
- (5) 受託者又は従事者に社会的信用の失墜行為があったとき及び犯罪の疑いで起訴されたとき。
- (6) その他委託者が契約を続けることが不相当と認める相当な理由があるとき。

2 前項による解約によって、受託者に損害が生じることがあっても、委託者はその責を負わない。

3 第1項により解約した場合の委託料金は、解約の日までの日割計算によって精算するものとする。

(協議)

第11条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項もしくは平常と異なった事情が発生したときは、双方協議のうえ決定する。

上記契約の証として、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 北空知広域水道企業団
企業長 深川市長 山下 貴史

受託者

北空知広域水道企業団事務局局舎清掃等業務委託要領

北空知広域水道企業団

(目的)

第1条 この要領は、北空知広域水道企業団の局舎清掃等業務委託について必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 局舎清掃業務
- (2) 構内維持管理業務
- (3) ボイラー整備業務
- (4) 重油タンク清掃業務
- (5) し尿浄化槽管理業務

(業務の実施要領)

第3条 委託業務のうち清掃業務については、職員の事務等に支障を来さないよう実施するものとする。

(設備、機器等の使用)

第4条 委託業務の実施のため企業団所有の設備、機器等の使用は無償とする。

(仕様書の委任)

第5条 その他委託業務にあつての必要事項は、仕様書で定める。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて企業団と受託者が協議して定める。